

【保険給付業務に関する取扱い】

◇新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症の発症（自覚症状がなく検査により「陽性」となった場合を含む）により労務に服することができなかった期間並びに発熱などの自覚症状があるため自宅療養した期間については、傷病手当金の支給対象となります。

ただし、事業所内に感染者が発生したことによる事業所全体の休業や、近親者の感染に伴うご本人の判断による休暇取得については傷病手当金の支給対象とはなりません。

詳しくは担当部署にお問い合わせください。

◇はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の臨時的な取り扱いについて

- 変形徒手矯正術を除く再同意

前回交付の同意書に基づく支給可能な期間の最終日が令和2年2月25日から7月末までである場合は、支給可能な期間を超えた日から令和2年7月末までに受けた施術については、引き続き療養費の支給対象となります。

更に引き続き施術の必要がある場合は、遅くとも7月末までに医師の診察を受け、同意書の交付を受ける必要があります。

- **変形徒手矯正術の再同意**

医師の診察は、電話を用いたものも可となり、実際に医師から同意を得ていれば、同意書の交付は必要ありません。

ただし、施術師から施術報告書が交付されている場合は、電話等による診察の前に医師に送付また受診者が電話で内容を伝える等お願いします。

※ 初回の同意は医師の診察及び同意書の交付が必要となります。

- ◇ **小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の取り扱いについて**

通常、9歳未満の小児に適用されますが、令和2年2月25日から7月末までに9歳となる者について、令和2年7月末までに保険医の診察及び検査並びに治療用眼鏡の作成指示を受けた場合、療養費の支給対象となります。